



女性の職場における活躍を推進する
女性活躍推進法



平成28年3月11日
戦略会議



認定マークとは？



1段階目



2段階目



3段階目

ランクによって、マークの色
が変化する。広告・名刺等に
活用可能



“女性活躍推進法”とは？

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業者（一般事業者）の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定めた『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）』が新たに制定された。

平成27年8月28日成立、平成28年4月1日施行



上記に関する行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たしたと認められれば、厚生労働大臣から認定を受けることができる。

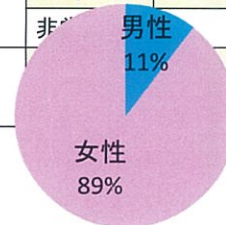
女性活躍推進法



現状分析①

採用した労働者に占める女性労働者の割合（平成27年度）

	雇用区分	男性	女性	合計
事務職	常勤	1	4	5
	非常勤	0	3	3
技術職	常勤	3	17	20
	非常勤	0	4	4
技能職	常勤	0	5	5
	非常勤	0	1	1
合計	常勤	4	26	30
	非常勤	0	8	8

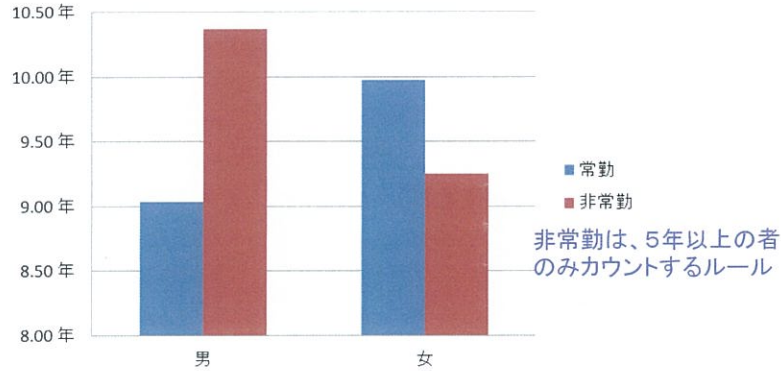


新規採用の約9割が女性



現状分析②

男女の平均勤続年数(平成28年3月1日現在)

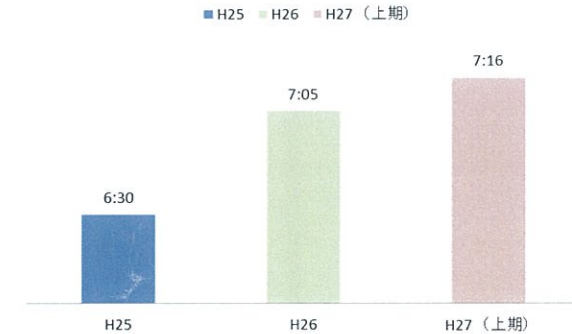


➡ 常勤では、女性の方が勤続年数が長い



現状分析③

労働者の月当たり平均残業時間

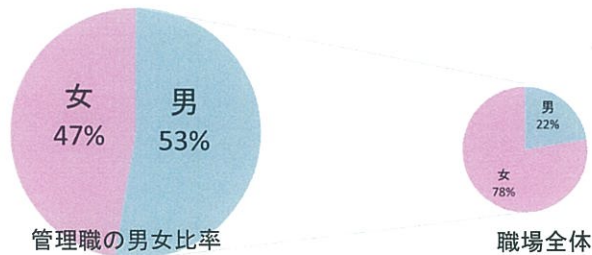


➡ 病院建設等もあり、近年は一人当たり残業時間が増加傾向にある(要改善項目)



現状分析④

管理職に占める女性労働者の割合(平成28年3月1日現在)

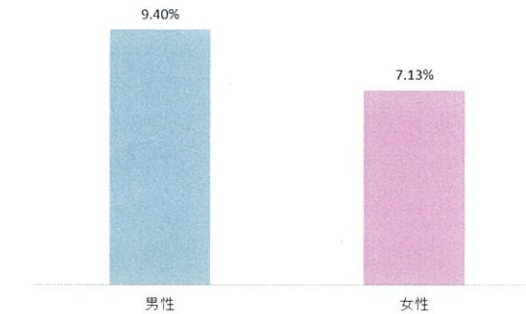


➡ 職員全体では女性が圧倒的多数に対し、管理職に限れば男性の方が多い(要改善)



現状分析⑤

離職率



➡ 平成27年度離職率(見込み)は7.65%。男性の方が離職率が高い



一般事業主行動計画

計画期間 平成28年4月1日 ~ 平成33年3月31日

<数値目標>

- ・管理職(課長級以上)に占める女性割合を50%以上にする

<取組目標> 平成28年4月~

- ➡ 男女問わず、役付・管理職に対する部下育成のための研修会を開催する
- ➡ 女性管理職による一般職向け研修会を開催する

☆長時間労働削減のため、トップからのメッセージを発信する。また、現状を分析のうえ、人員強化、業務改善等働く環境改善運動を推進する。

Able Officeの文書管理ページ等に掲載します。よろしくお願いたします。